

福島県立石川支援学校 地域支援センターだより 令和5年7月20日発行 No.2

5月に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置付けられ、地域のお祭りや催し物が4年ぶりに 開催されたといった報道が多くなりました。今年の夏休みは、県内外へ出掛ける機会も多くなりそうです ね。楽しい思い出と共に交通安全と体調管理にも気を付けてお過ごしください。

これからも、保護者の皆様との『つながり』を大切にしながら情報の発信、共に考える支援をしていき たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

# **第49494949494949494949494449444**

## 乳幼児期から学校卒業後まで支える地域支援を目指して



福島県では、乳幼児期からの一貫した支援の充実と、 就職後の定着を図るといった観点から、保健・医療・福 祉・労働・教育と家庭との一層の連携や、保護者も含め た情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制を進 めています。

地域の資源を活用し、関係機関同士の連携を深め、地 域で共に生きる基盤づくりにご理解、ご協力をお願いし ます。

## お悩みや困ったことがある時には・・・

〇石川支援学校 地域支援センター 『さくらっこ』

お子さんの困ったこと、心配なことなどありましたらいつでもご相談ください。 相談は担任、教育相談専用ダイアル080-7518-8672にお問い合わせください。

## ★ 地域の情報発信 ★

ご自身や家族の方々の、生活の中でのストレスや心の悩みを相談できます。

〇福島県県中保健福祉事務所(県中保健所)相談室:須賀川市旭町I53-I

電話:0248-75-7811

「心の健康相談」: 8月10日(木)、9月13日(水)、10月20日(金)、11月17日(金)

| 2月| 2日(火)、|月| |日(木)、 2月| 4日(水)、 3月| 5日(金)

時間: |3:30~|6:00 担当:精神科医師、保健師

相談料:無料 (事前に予約が必要です)

※上記相談日以外にも、随時、保健師による「来所相談」「電話相談」を受け付け

ています。(月~金曜日 8:30~17:15 祝祭日を除く)

〇福島県県南保健福祉事務所 保健福祉課:白河市郭内 | 27

電話:0248-22-5649

「心の健康相談」:8月25日 (金)、10月27日 (金)、12月8日 (金)、2月9日 (金)

時間: | 4:30~|6:00 担当:精神科医師、保健師

相談料:無料 (事前に予約が必要です)

## <児童生徒が利用できる障がい福祉サービスと利用のための手続きについて>

夏季休業中や今後、①日中一時支援、②短期入所(ショートステイ)、③放課後等デイサービス等の利用を考えている保護者の皆さまに各サービスの内容や、実際に利用する際の手続きの方法についてお知らせいたします。

### <日中一時支援>

①日中一時支援事業は、家族の方が 見守りできない時間に障がい児や障 がい者をお預かりして見守りをする 事業です。介護給付で受けるサービ スのような支援プログラムは作成し ません。

### <短期入所(ショートステイ)>

②短期入所は、保護者が病気 その他の理由で一時的に介護 できない場合に、施設等へ短 期間入所して、入浴・排せ つ・食事等の介護その他必要 な保護を行うサービスです。

#### <放課後等ディサービス>

③学校授業終了後または休業日 に、生活能力の向上のために必要 な支援や余暇の提供などを個別支 援計画に基づき提供します。 学校教育法に規定する学校に就学 している障がい児が対象です。

放課後等デイサービスを行う事業所が年々増えてきていますが、まだまだ須賀川市や白河市などに集中しているのが現状です。支援の形態も事業所毎に特色があり、学校まで迎えに来てくれる事業所や対象を中学生までに限定している事業所、通常の小中学校のみを対象とした事業所などさまざまです。

【手続きの主な流れ】※市町村によって多少申請の仕方は異なる場合があります。

① 各市町村にある「相談支援事業所」に相談します。その後の手続きの手順も 教えてもらえます。ない場合は直接役所に連絡でも可能です。



② 各市町村の役所にある「障がい福祉の担当窓口」に行きます。(障がい福祉課など) \*子育て支援の担当窓口になる場合もあるので役所で確認して下さい。



③ 役所の人が聞き取り(認定調査)をして、医師の診断書に基づき、「障害支援区分」を 決定します。どのくらいの支援が必要かの確認です。



④ 地域の相談支援事業所で「サービス等利用計画」を作成してもらいます。
どのようなサービスをどのくらい利用したいかの相談ができます。



⑤ 「サービス等利用計画」を役所に出すと、「支給決定(どれくらいのサービスを 利用できるか)」が決まり「受給者証」が交付されます。



⑥ 福祉サービス事業所に「受給者証」を持って行き、事業所と契約してサービスを使い 始めます。サービス利用開始後に、必要に応じて計画の見直しを行うこともできます。

